

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に基づき、国道 11 号 伏石地区電線共同溝 P F I 事業を特定事業として選定したので、P F I 法第 11 条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

令和 7 年 9 月 16 日

四国地方整備局長 豊口 佳之

国道 11 号 伏石地区電線共同溝 P F I 事業

特定事業の選定について

1. 事業概要

本事業は、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の調査・設計及び工事、並びに電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）（以下「維持管理対象施設」という。）の維持管理を P F I 法に基づき包括的に実施するものである。

選定された民間事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、本事業の遂行のみを目的とした会社（以下「事業者」という。）を設立し、P F I 事業を実施できるものとする。

(1) 事業の名称

国道 11 号 伏石地区電線共同溝 P F I 事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 名称

一般国道 11 号

② 種類

電線共同溝（道路法（昭和 27 年法律第 180）第 2 条第 2 項の 9 に定める電線共同溝（道路の附属物））

道路（車道、歩道等）

道路附属物（道路照明、道路標識等）

(3) 事業対象区域の概要

① 所在地

香川県高松市林町～太田下町

② 事業延長

約 1.85km（道路延長 約 2.2km）

(4) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 中野 洋昌

（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 四国地方整備局長 豊口 佳之）

(5) 事業内容

事業者は、本事業に関して、以下の業務を行う。

① 調査・設計業務

ア 事前調査業務（机上調査、試掘調査、現地踏査含む）

イ 詳細設計業務

ウ 調整マネジメント業務（設計段階）

② 工事業務

ア 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務

イ 電線共同溝工事業務

ウ 調整マネジメント業務（工事段階）

エ 本施設の所有権移転業務

③ 工事監理業務

ア 工事監理業務

④ 維持管理業務

ア 点検業務

イ 補修業務

ウ 台帳作成・管理業務

エ 調整マネジメント業務（維持管理段階）

(6) 事業方式及び権利関係

本事業は、以下に示す事業方式（ＢＴＯ（Build－Transfer－Operate）方式）で実施する。

特定事業を実施する民間事業者は、事業対象区域において、本施設の調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務（以上をまとめて「整備業務」という。）を行い、整備業務完了後に本施設の所有権を国に移転する。その後、民間事業者は、事業期間が満了するまで、維持管理対象施設の維持管理業務を実施する。

なお、落札者決定後に既存ストックを活用することとなった場合、国は、当該既存ストックの所有権について、工事業務の着手までに占有者から所有権を取得する予定である。また、既存ストックを活用することとなった場合、民間事業者は、当該既存ストックを活用するように設計変更を行うものとし、国は、当該設計変更に伴う契約変更を行うものとする。なお、期限までに既存ストックの所有権を国が取得できなかった場合、民間事業者は、本入札時の提案に基づき事業を実施するものとする。

(7) 事業期間及び事業費の支払

本事業の事業期間は、四国地方整備局と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和 37 年 3 月末までの期間（約 29 年間）とする。

特定事業を実施する民間事業者への支払は以下のとおりである。

ア 整備業務に係る対価

四国地方整備局は、本施設の整備業務に係る対価について、国への所有権移転後、令和 15 年度から令和 36 年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。なお、事業者の入札時の提案又は事業契約締結後の申し出により本施設の完成・引渡しが上記スケジュールより早まった場合は、本対価の支払期間について協議に応じるものとする。

イ 維持管理業務に係る対価

四国地方整備局は、維持管理対象施設の維持管理業務に係る対価について、事業契約書に従い、国への所有権移転後、令和 15 年度から令和 36 年度までの間、事業契約書に定める額を支払う。なお、事業者の入札時の提案又は事業契約締結後の申し出により本施設の完成・引渡しは上記スケジュールより早まった場合は、本対価の改定について事業者と協議するが、本対価の支払期間は変更しない。

なお、電線共同溝の入線等で関わる利用者の道路占用料については、四国地方整備局が収受し民間事業者の収入とはしない。

なお、事業費の支払いの詳細については、入札公告時に示す。

2. P F I 事業として実施することの客観的評価

(1) コスト算出による定量的評価

本事業について、四国地方整備局が直接実施する場合とP F I 事業として実施する場合の公共負担額の比較を行うに当たって、その前提条件を「別紙 定量的評価の根拠」のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は四国地方整備局が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。

上記の前提条件のもとで、四国地方整備局が直接事業を実施する場合とP F I 事業で実施する場合の公共負担額を比較すると、P F I 事業で実施する場合は、四国地方整備局が直接事業を実施する場合に比べて、現在価値換算後、3.4%のV F Mが見込まれる結果となった。

(2) P F I 事業として実施することの定性的評価

本事業をP F I 事業として実施する場合の主な定性的効果として以下が挙げられる。

- ① **各種工事の工程を最適化**
 - ・複数の業務及び工事と各段階での調整業務を一括発注する事により、効率的かつ効果的な事業計画が期待できる。
 - ・事業全体の様々なリスクを考慮した最適な施工計画により、事業全体の工期遅延の抑制が期待できる。
- ② **調査精度の高い詳細設計で手戻りを最小化**
 - ・フロントローディングにより、調査設計段階において精密かつ効果的に現況埋設物を把握し、効率的な支障物移設設計を実施する。
 - ・精密な現況把握により、不測の事態にも効率的に対応し、施工段階の工期遅延を抑制するとともに、計測データ等は維持管理時にも継続して活用することが期待できる。
- ③ **早期の合意形成を行い、円滑に事業を推進**
 - ・調査設計段階から施工段階、維持管理段階までの関係機関協議や地元調整等をワンストップ体制で行うことで、各種管路埋設の同時施工や早期の地元合意形成など、無電柱化の早期実現の推進が期待できる。
 - ・継続的な情報共有と監理体制の保持により、切れ目なく円滑な事業を推進する。
- ④ **まちづくりへの貢献**

上記①～③の取組による早期の無電柱化整備により、次の効果の早期発現等への貢献が期待される。

 - ・防災性の向上 : 強風・地震等の災害時における緊急輸送道路の確保
 - ・通行空間の快適性向上 : 安心・安全な通行空間の確保
 - ・良好な景観創出 : 良好な都市景観の形成に向けたまちづくり
- ⑤ **民間資金等の活用による財政負担の平準化**
 - ・本事業をP F I 事業として実施することで、施設整備及び維持管理などに要する費用を、サービスの対価として毎年定額支払うことから、支出を平準化することが可能となる。
- ⑥ **リスク分担の明確化による安定した事業実施**
 - ・発生が想定されるリスクについて四国地方整備局と事業者間の責任分担を明確化し、調整マネジメントにノウハウがある事業者に最大限の努力が可能な範囲でリスクを分担することにより、リスク管理の最適化が図られ、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となるとともに、リスクの顕在化の予防に資することが想定され、事業目的の円滑な遂行や安定した無電柱化の実施が期待できる。

(3) 総合的評価

以上のことから、本事業は、P F I 事業として実施することにより、定量的評価及び定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。また、このことは、実施方針公表後の事業者からの意見招請の結果からも、十分に実効性があるものと判断される。このため、本事業をP F I 法第7条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。

別紙 定量的評価の根拠

1. PSC と PFI-LCC と VFM の値		
項目	値	公表しない場合はその理由
①PSC（現在価値ベース）	（非公表）	・その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため
②PFI-LCC（現在価値ベース）	（非公表）	
③VFM（金額）	（非公表）	
④VFM（割合）	3.4%	

2. VFM 検討の前提条件		
項目	値	算出根拠 （公表しない場合はその理由）
①割引率	1.8%	・「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」を踏まえ設定した。
②物価上昇率	—	・物価変動の影響は物価変動リスクの調整により行い、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。

3. 事業費などの算出方法			
項目	PSC の費用の項目	PFI-LCC の費用の項目	算出根拠
①施設整備にかかる費用の算出方法（このうち資金調達に係る費用は③参照のこと。）	・調査・設計費 ・工事費 ・工事監理費 ・調整マネジメント費（設計段階・工事段階）	・調査・設計費 ・工事費 ・工事監理費 ・調整マネジメント費（設計段階・工事段階） ・事業者の開業に伴う費用引渡日までの事業者の運営費 ・融資組成に伴う費用（SPC を設立する場合のみ） ・建中金利 ・その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等	・PSC の各経費については、事業実績を基に算定した。 ・PFI-LCC の各経費については、工事の一括発注による効果及び民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される減額を考慮して算出した。
②維持管理にかかる費用の算出方法	・点検費 ・台帳作成・管理費 ・調整マネジメント費（維持管理段階）	・点検費 ・台帳作成・管理費 ・調整マネジメント費（維持管理段階）	・PSC の各経費については、事業実績を基に算定した。 ・PFI-LCC の各経費については、民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される減額を考慮して算定した。
③資金調達にかかる費用の算出方法	・施設整備費は、出来高に応じ支払い ・維持管理費は発生年度に支払い	・施設整備期間終了後に借り替える長期借入による発生金利分を割賦手数料として計上	・資金調達条件については、過去の PFI 事業の実績等を参考に、近時の金融市況を元に設定した。
④その他の費用の算出方法		・PFI 事業実施に係る公共側の費用 ・引渡日以降の事業者の運営費 ・事業者の税引前利益	・PFI-LCC は、事業者の運営費等を計上した。